

求しました。

ところが弘前市監査委員は、10月17日、要旨以下のような理由で監査請求を棄却しました。

「市民ゴルフ場は住民福祉の目的に供される市の社会体育施設であり公益的性格を有する。仮にウオーターフロント社の特別清算手続きが成立せず破産手続きとなった場合には、駐車場及び管理棟などを弘前市が取得できず、ゴルフ場が存続できなくなる可能性が大きい。従って、特別清算手続きを確実にするため、会員となっている市民の協力を得るために本件補助金を創設したものであるから、本件補助金支出は妥当である」。

そこで11月14日、原告59名で青森地裁弘前支部に訴状を提出し、「公金支出差止請求等事件」として以下の通り住民訴訟を提起しました。

請求の趣旨

- 1 被告は、「弘前ウオーターフロント開発株式会社特別清算補助金」として公金862万3000円を支出させてはならない。
 - 2 前項の公金支出がなされた場合には、被告は、訴外葛西憲之に対して、金862万3000円を支払えとの請求をせよ。
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

※この問題についての簡単な経過を「会報」第80号から抜粋・再録します。

弘前市が出資（2250万円、出資比率25%）している第三セクターの会社が、ゴルフ場の経営に失敗して3億円近い赤字を残して経営破たんしました。弘前市が会社の土地や建物を買収することにしても、債権者（ゴルフ会員権を所有している721口の債権者・一口30万円）へ返済するお金が足りません。

そこで弘前市が「特別清算補助金」というものを創設して、市民の税金から862万円余りのお金を会社へ支出することにしました。

補助金は公益上の必要がある場合に、自治体や国が給付するお金です。破綻した会社でお金が足りないからと、自治体が補助金を出すなど聞いたことはありません。

会社の経営破綻について、弘前市は「市に責任はない」と言い続けてきました。補助金を支出する“公益上の必要性”はどこにもありません。

《情報2》

情報公開と地方自治

～今、改めて議員活動の可視化を考える～

11月29日、弘前市のラグリーで上記のテーマで、北海道・東北オンブズマンネットワークの弘前例会が開かれました。

第一部は青森公立大学の天野巡一教授が「住民（市民）参加・自治の軌跡～情報公開がもたらした民主主義」と題して基調講演を行いました。

第二部は次の三つの報告が行われました。

- ①政務調査費支出に見られる議員の姿勢
札幌市民オンブズマン・弁護士 島田 度
- ②議会派遣による議員の海外視察旅行
仙台市民オンブズマン・弁護士 畠山 裕太
- ③情報公開の視点で見た弘前市議会、議会基本条例
弘前市民オンブズパーソン。

ここでは仙台地裁が11月27日に判決を言い渡した、仙台市議会の政務調査費返還請求訴訟について、仙台市民オンブズマンがコメントした内容（要旨）を紹介します。

「仙台地裁第3民事部の判決は、総論部分については市民感覚

を踏まえた画期的判断であり、評価できる。ただし、個々の各論判断については疑問の残る部分がある。

1 議員の裁量に一定の限界を認めた。

判決は、「いかなる調査研究活動を行うか」という「裁量にはおのずから一定の限界がある」「調査研究活動と市政との関連性を慎重に検討した結果、同支出に係る議員の判断に合理性」が必要で、「例えば、収支状況報告書の記載に表れた事実等（研修会・物品の名称、書籍の表題等や研修会の趣旨、目的等）から調査研究のために用いられる可能性があると言い得ても、当該支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせる具体的事実が認められる場合にあっては、議員の調査研究に資する意見交換等が現になされたり、市政に関する具体的な調査研究が現になされたとか、それが予定されていたなどの特段の事情について適切な立証が行われなときは、当該政務調査費の支出は本件用途基準に合致しない違法な支出であると判断するのが相当である。」と判断した。

これまでの裁判所は、議員の広範な裁量を認めた上で、市政との関連性の要件を緩やかに判断してきたが、これを見直して政務調査費の趣旨に立ち返った判断であり、高く評価できる。

2 按分

判決は、『一般的、外形的事実から政務調査活動以外の活動にも利用されていることが推認される経費については、被告側において』『客観的資料に基づいて』『立証がされない場合には、当該経費の2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されない』と判断した。これまでは議員の陳述書の提出をもって、2分の1を超える支出を容認してきた裁判例が多かったが、これを改め、民事裁判の通常のルールに則って客観的資料に基づく立証を求めた点で、適正な判断といえる。この点でも高く評価できる。

3 定額方式の容認

しかし、判決が定額方式を安易に容認したことは遺憾である。判決は、定額方式の採用は議会の裁量の範囲内であり、政務調査条例とそれが引用する旅費条例の定めも市議会の裁量権の範囲を超え又はそれを濫用したものであるとは言えないと判断した。

- 〃 10 〃 「地域主権改革と今後の地方自治」（五所川原市）。
- 〃 11 〃 「大震災・原発事故と地方自治の基本課題」（浅虫温泉）。
- 〃 12 〃 「大間・東通原発・むつ市使用済み核燃料中間貯蔵施設現地調査と学習」（むつ市）。
- 〃 13 〃 「再生可能エネルギーと農業・農村問題」（弘前市）。
- 〃 14 〃 「青森県政の現状を考える。財政・教育・農業・核燃・医療・社会保障」（浅虫温泉）。

そのほか、セミナー以外でも総会での1時間学習、「会報」を通じての情報提供などを適宜行ってきました。

（15周年記念行事）

今年は設立15周年ということもあり、毎年取り組んできた1泊2日のセミナーに替えて、記念行事として以下のような取り組みを行うことにしました。

- ① 自治体問題研究所の岡田事務局長による、記念講演を9月ごろ行う。会場としてはアピオあおもりを予定する。
 - ② 日本国憲法の源流及び、福島原発事故の現地をめぐるツアーを7月～8月ごろ実施する。内容はこれから具体化する。
- また、青森自治研のホームページを設定することにしました。

※これらの取り組みについて、ご意見、ご要望がありましたらお寄せください。

《情報1》

市民ネットワーク、住民訴訟を提起。

「会報」No.81号の《情報1》で紹介しましたように、8月22日、弘前の「市民ネットワーク」が、4ページの（※）のような経過で、弘前市監査委員に対して242条1項の規定に基づいて監査を求め、市長に対して862万円余りの支出を差し止めるように勧告することを請

るわけではありません。住民自らが地域のことを考え、積極的に住みやすさを求めて行動し、自らの手で納めていくことは住民の当然の権利でありますし、そうすることが地方自治のこれからの姿をつくっていくのです。

全国の多くの市町村が不況に喘いでいます。ほとんどの地域が、その地域の繁栄を望んで、高速道路を、新幹線を、橋を、大型建造物を誘致しました。国の金、地域の金を多額に使い願望が達成されたのに地域は繁栄せず、逆に衰退しています。『官』が主導する開発にたよる町づくりは終焉したのです。

住民は賢くならなければなりません。私たちの研究所は『民』が賢くなるための集まりです。そして発言し、行動する集まりです。住みよい地域をつくるのは住民の活力です。ここに集い運動を広げていきましょう。

・・・・・・・・・・。』

(毎年一回のセミナー)

自治研ではこの 14 年間、毎年、以下のように県内各地を持ち回りで 1 泊 2 日のセミナーを実施し(第 1 回目だけは日帰り)、その時々々の課題について学習、研究をしてきました。

- 第 1 回 「公共事業と地域経済」(弘前市)。
- 「2」 「木村県政を検証する六つの報告と討論」(浅虫温泉)。
- 「3」 「市民が担う公共と環境再生」(旧川内町)。
- 「4」 「三位一体改革と市町村合併」(八戸市)。
- 「5」 「地域づくり・まちづくりを考える～自治体病院機能再編成問題について」(五所川原市)。
- 「6」 「地域の食と農を守る共同の探求」(平川市)。
- 「7」 「地域連携・公民連携によるまちづくりの可能性と問題点」(十和田市)。
- 「8」 「自治体財政危機と実践的住民自治～大鰐町再生の道」(大鰐町)。
- 「9」 「今日の農業政策を考える～平成の『農地改革』の問題点」(浅虫温泉)。

しかし、実費と旅費条例に定める金額との間に差額が生じていることは明らかであり、その点を許容する判断は市民感覚から乖離している。

4 各論の傾向(適法判断に疑問が残る)

(1) 調査研究費(出張費)

尋問において市政との関連性を明らかにできなかった出張先(横浜や大阪等)についてまで適法と認めていて問題がある。

(2) 研修費

個々の研修については疑問がある。

(3) 資料作成費・購入費

購入した資料の適法判断に疑問がある。

(4) 広報広聴費

ホームページ作成費用の 2 分の 1 按分は正当である。街宣車等の適法判断には疑問がある。

(5) 人件費

人件費については、雇用者が調査研究活動の補助業務への専従性が認められなければならないと判断しており、評価できる。

(6) 事務所費・事務費・経費

2 分の 1 按分を採用するものが多く、正当である。」

学習会の予定!

突然ですが、以下の要領で学習会をやります。

日時: 2015 年 2 月 1 日

会場: 青森市アスパム 9 階、「南部」

講師は自治体問題研究研の角田英昭氏です。

テーマは真の「地方創成」・地域再生を目指しての取組みになる見込みです。(詳細はチラシを参照)。

この問題については12月5日付け「東奥日報」の社説でも触れられていますので、以下抜粋して引用します。

「今年5月、人口減少に直面する全国の自治体に衝撃が走った。増田寛也・元総務相が座長を務める『日本創成会議』の分科会が、2010年から40年までの30年間に全国の約半数の市区町村で若年女性(20～39歳)人口が半数以下に減少し、それらの自治体が将来消滅する可能性があるとの試算を発表した。県内の約9割に当たる35市町村も消滅の恐れがあるとされた。安倍晋三首相が『地方創生』と言いだしたのは『消滅ショック』が走ってからだった。

.....

人口減少の克服は本県にとって最重要課題だ。県人口は1983年をピークに減少傾向が続き、2010年の国勢調査では137万3千人と、05年の前回調査を6万3千人下回った。14年11月の推計人口は132万1千人で、この傾向が続けば、40年には昭和初期の水準の93万2千人にまで減少すると推計される。

背景には若者たちが働く場を求めて県外へ出ていく社会減と子どもの数が増えない自然減との二重苦がある。子供を安心して産み育てるには、魅力ある雇用の確保が欠かせないが、地方だけで実現するのは容易でない。

大都市圏への一極集中を是正するには地方に企業や人を還流させる思い切った政策が必要となるが、具体策が見えてこない。今後の選挙戦で明確に示してもらいたい。」

※ 会費未納の方は納入よろしくお願ひします。該当する人には「振込用紙」を同封します。

青森県地域・自治体問題研究所 会報

2015年1月8日 第82号

自治研

【事務局】青森自治研 三上正悟

〒030-0852 青森市大字大野字若宮 165-19

TEL 017-762-6234

今年(2015年)は青森自治研設立15周年

青森自治研は2000年12月17日に設立されました。全国では23番目、東北では初めての地方研究所でした。

(設立前後)

2000年9月2日～3日、大鰐町で第3回東北自治体セミナーが開かれ、「20世紀中に設立して21世紀に大きく育てよう」を合言葉に短期間に準備を集中し、設立にこぎつけたものです。

2001年2月15日付けの「会報」創刊号の中里紘一理事長の巻頭言を以下一部引用します。

「昨年秋、大鰐町で二百名を越える参加者のもとに第三回東北自治体セミナーが開催され、あるべき地域、自治体像が熱く語られました。ここで多くの参加者は、この青森県において、さらなる地方自治の発展と民主的自治体の建設をめざすさまざまな運動の発展に取り組む必要性をあらためて痛感させられました。

.....

昨年4月から『地方分権一括法』が施行され、制度上は、地方公共団体の国に対する自立、国との対等独立の関係が築かれることになりました。しかし、このことで黙っていても『地方の時代』がやってく